

# 生活習慣病管理料Ⅱ 二次性骨折予防継続管理料 特定疾患療養管理料

について

お薬の処方は、28日以上長期投与薬またはリフィル処方箋(※)の交付を行っており、ご希望の方には医師が患者さんの状態に応じて適切に対応致します。

基本的には毎月診察をすることでかかりつけ医として必要かつ適切な健康管理指導を行います。

※リフィル処方箋とは

症状が安定している患者さんに対して、医師が「リフィルによる処方が可能」と判断した場合に発行される、最大3回まで繰り返し使用できる処方箋です。



医療法人  
さいとう整形外科

